

【すこやか歳時記】

長月の候



団塊の世代が後期高齢者に。
今年の「敬老の日」に思う、
時代のトレンド変化の視点。

今年はちょうど9月15日が「敬老の日」にあたります。もともとは同日でしたが2003年の祝日法改正によって現在は第3月曜日になっています。「多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う」日として1966年に制定されました。今年で団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者になることで、医療・介護などの分野では数年前から懸念や問題点が指摘され、その対応が急がれています。

しかし、一方で高齢者ユーチューバーやSNSインフルエンサーなどのシニアたちも次々に登場して、時代の潮流を感じさせてくれます。数十年前の75歳と現在の75歳では大きな違いがあることもビジネスヒントになるようです。さすがビートルズを聴いてきた世代…革新性を敬います。

日々是好日カレンダー

9月 SEPTEMBER	
長月・菊月・寝覚月・夜長月	
1月	・防災の日 ・健康増進普及月間 ・障害者雇用促進月間
2火	・宝くじの日 ・くつの日 ・VJデー
3水	・ホームラン記念日 ・ベッドの日 ・クチコミの日 ・グミの日
4木	・クラシック音楽の日 ・くしの日 ・串の日 ・オークションの日
5金	・国民栄誉賞の日 ・建築物防災指導週間（～11日）
6土	・クロスワードの日 ・黒豆の日 ・黒酢の日 ・妹の日
7日	・白露 ・クリーナーの日 ・CMソングの日 ・喘息デー
8月	・国際識字デー ・「明治」改元の日 ・ニューヨークの日
9火	・重陽の節句 ・救急の日 ・世界占いの日 ・ロールケーキの日
10水	・二百二十日 ・雇用保険被保険者資格取得届の提出
11木	・高齢者交通安全旬間（～20日） ・警察相談の日 ・公衆電話の日
12金	・水路記念日 ・宇宙の日 ・マラソンの日
13土	・世界法の日 ・司法保護記念日 ・乃木大将の日
14日	・セブテンパーバレンタイン ・コスモスの日 ・十字架賞賛の日
15月	・敬老の日 ・国際民主主義デー ・老人週間（～21日） ・ひじきの日
16火	・ハイビジョンの日 ・焼き鳥の日 ・マッチの日
17水	・モノレール開業記念日 ・キュートな日
18木	・満州事変勃発の日 ・かいわれ大根の日 ・島言葉の日
19金	・苗字制定の日 ・遺品整理の日 ・九十九島の日
20土	・秋の彼岸入り ・空の日 ・動物愛護週間（～26日）
21日	・秋の全国交通安全運動（～30日） ・国際平和デー
22月	・世界ビーチクリーンアップデー ・カーフリーデー
23火	・秋分の日 ・秋分 ・不動産の日 ・万年筆の日 ・海王星の日
24水	・清掃の日 ・歯科技工士記念日 ・曇の日 ・みどりの窓口記念日
25木	・主婦休みの日 ・10円カレーの日 ・藤ノ木古墳記念日
26金	・秋の彼岸明け ・秋の社日 ・ワープロ記念日
27土	・世界観光の日 ・女性ドライバー誕生の日
28日	・パソコン記念日 ・プライバシーデー ・世界狂犬病デー
29月	・クリーニングの日 ・招き猫の日 ・洋菓子の日
30火	・社会保険料納付期限（8月分）

TOPIC

11月（予定）+65円！最低賃金が変わります

福岡県：現行 992円 → 新額 1,057円 (+65円)

厚生労働省の中央最低賃金審議会は、2025年度の最低賃金を全国加重平均1,118円に引き上げると決定しました。福岡県は、過去最大の+65円アップ予定です。

■ ポイント

- ・全都道府県で1,000円超え
- ・物価上昇（食料+6.4%、生活費+5.0%）を反映
- ・地域間格差是正のため地方も大幅UP

■ 事業主チェック

- ☞ 月給・日給も時給換算で確認必須
- ☞ 未済支払いは50万円以下の罰金
- ☞ 賃金規程・システム単価の早期見直しを



新しい福岡県の最低賃金は11月16日から適用される見通しです。

★ 青字は人事労務部門に関わる期日です

《今月の特集①》2025年「年収の壁」関連の税制改正等について

2025年の税制改正により、所得税の年収の壁が引き上げられます。改正の内容について解説します。

はじめに

2025年の税制改正では、個人の税負担の緩和や働き控えの防止を目的に、「基礎控除」や「給与所得控除」の拡充が行われました。また、大学生などに向けた新たな控除が創設されました。以下、改正内容を解説します。

基礎控除の改正

基礎控除がすべての納税者で10万円以上引き上げられ、最大で95万円まで控除額が増えました。

所得額	基礎控除	
	2025,2026年	2027年以降
132万円以下 (年収約200万円以下)	95万円	
132万円超 2,350万円以下 (年収約200万円超 2,545万円以下)	58~88万円	58万円

給与所得控除の改正

給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

上記の変更により、給与所得者本人に所得税がかからないという「実質的な非課税ライン」が年収103万円から年収**160万円**へと大きく上昇しました※。

(※この160万円の計算根拠は、基礎控除+給与所得控除の合計額(95万円+65万円)です。)

一般の扶養控除の対象年収

基礎控除の改正に伴い、従来103万円以下だった一般の扶養控除対象の年収上限が、**123万円**に引き上げられました。これにより、パートなどで勤務する配偶者の就労調整の幅が広がる見込みです(配偶者特別控除、勤労学生の所得要件も変更)。

特定親族特別控除

新たに19~23歳未満の親族を対象とした「特定親族特別控除」が創設され、**所得85万円以下(年収150万円以下)であれば最大63万円の控除が受けられるようになりました**。これは主に大学生や専門学校生等の年収の壁を引き上げることを目的としており、年収150万円を超えても最大188万円以下であれば段階的に控除を受けられます。

適用の時期

この改正は2025年の年末調整から適用されます。典型的な変更対象者とその内容は以下表のとおりです。

対象者	変更内容
パートタイマー	年収160万円以下の場合 は自身の所得税が非課税 (改正前は103万円)
扶養家族である パートタイマー	年収123万円以下の場合 は扶養控除の対象となる (改正前は103万円) 年収160万円以下の配偶者の 場合は配偶者特別控除が38万円 (満額)受けられる。
扶養家族である 大学生等	年収150万円以下の場合 は63万円控除の対象となる (改正前は103万円)

社会保険の「年収の壁」との違い

改正で所得税の年収の壁は引き上がりましたが、**社会保険の「年収の壁」とは必ずしも連動しません**。一部学生等について健康保険の年収の壁を引き上げる予定はあるものの、現段階では社会保険の扶養範囲は**年収130万円未満**のままです。それ以上になると健康保険の扶養(並びに国民年金第3号被保険者)から外れ、社会保険料負担が増加する可能性があります。

「年収の壁」に関する相談に対しては、社会保険と税を横断的に説明する必要があります。

《今月の特集②》社会保険適用拡大の企業規模要件等の段階的撤廃について

2025年6月の改正年金法により、短時間労働者に対する社会保険の適用拡大の方針が示されました。今後のパートタイマーの社会保険について解説します。

はじめに

2025年6月に改正年金法が成立し、パートタイマーなど短時間労働者に対する社会保険の適用拡大が盛り込まれました。短時間労働者の加入条件の一つである「企業規模要件」が2035年までに段階的に撤廃される方針です。今まで小規模であることを理由にパートが社会保険の対象でなかった企業も、段階的に強制適用の対象となります。以下、法改正の内容について解説します。

現行の企業規模要件

現行の法律では、週20時間以上勤務する短時間労働者が社会保険に加入する企業規模要件は、「従前の基準による社会保険加入対象者(原則として週30時間以上働く従業員数)が**51人以上**」とされています。

段階的な撤廃スケジュール

厚労省・日本年金機構の通知では、次のスケジュールで短時間労働者に対する社保適用対象企業の規模要件が縮小・撤廃されることになりました。

	従業員数規模	施行時期
1	51人以上	2024年10月
2	36人以上	2027年10月
3	21人以上	2029年10月
4	11人以上	2032年10月
5	1人以上	2035年10月

直近では2027年10月から従業員規模36人以上の企業が新たに対象となります。**該当する企業に勤めるパートタイマーが社会保険への加入を希望しない場合は、勤務時間を週20時間未満に抑える必要が出てきます。**

今後は上記のスケジュールに合わせて、パートタイマーの働き方の全体的な見直しが必要になることが予想されます。

業種による対象外の段階的廃止

現在、**個人事業のうち常時5人以上の者を使用する法定17業種(※)以外の事業所**は、社会保険の強制適用対象から外れています。

しかし今回の改正により、**2029年10月**から常時5人以上の者を使用する個人事業は**全業種が社会保険の強制適用対象となります**(ただし、2029年10月の施行時点で既に存在している事業所は当分の間対象外です)。

【※ 法定17業種】

- ①物の製造、②土木・建設、③鉱物採掘、④電気、⑤運送、
- ⑥貨物積卸、⑦焼却・清掃、⑧物の販売、⑨金融・保険、
- ⑩保管・賃貸、⑪媒介周旋、⑫集金、⑬教育・研究、
- ⑭医療、⑮通信・報道、⑯社会福祉、
- ⑰弁護士・税理士・社会保険労務士等の法律・会計事務を取り扱う士業

最低賃金との関係

現在、全国加重平均の最低賃金を1,500円に引き上げるという動きがあります。仮に時給1,500円で週20時間働くと、年収がおよそ156万円となり、社会保険の現在の扶養の範囲である年収130万円を超えることとなります。

つまり、週20時間以上働くパートタイマーの多くは、今後社会保険の扶養から外れることが予想されます。そのための受け皿として企業規模要件を段階的に撤廃し、ほぼ全ての事業所でパートタイマーを社会保険対象とする方向が読み取れます。

今後10年以内には、「扶養の範囲でパートタイマーとして働く」選択肢がさらに狭められることが予想できます。法改正を踏まえて、今後のパートタイマーの働き方について早めに検討していきましょう。

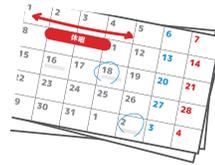
【10月施行】改正育児・介護休業法の対応はお済みですか？

柔軟な働き方の選択が義務化

2025年10月1日から、**3歳～小学校就学前**の子を養育する労働者に対し、事業主は職場ニーズを把握し、以下の5つの制度から**2つ以上**を導入することが義務化されます。

- ・始業・終業時刻の変更（時差出勤／フレックス）
- ・テレワーク等（月10日以上）
- ・保育施設の設置・運営等（ベビーシッター補助など）
- ・養育両立支援休暇（年10日以上）
- ・短時間勤務制度

また、これら制度の**個別周知・意向確認**も必要です。



導入の多い組み合わせ（労務行政研究所調査※）

- ・時差出勤＋短時間勤務 … 43.4%
- ・時差出勤＋テレワーク＋短時間勤務 … 24.7%

※<https://www.rosei.or.jp/attach/labo/research/pdf/000089328.pdf>



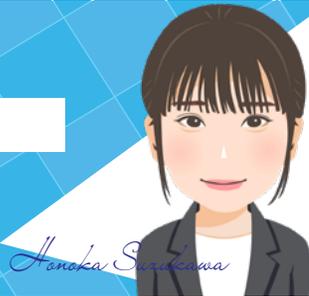
対応のポイント

- ・就業規則（育児介護休業規程）・賃金規程の改定
- ・個別周知の手順と書式の整備

9月中の対応完了が理想です。ご質問や規程改定については、担当者までお気軽にご相談ください。

スタッフ紹介

福岡中央労務管理事務所
鈴川 穂乃香



鈴川穂乃香と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

- Q 趣味を教えてください
A ジブリ映画鑑賞です。いつ見ても穏やかで幸せな気持ちになります。幼い頃から大好きで、セリフを覚えるほど観ても飽きません！
- Q 好きなスポーツはなんですか
A テニスやバドミントンなどのラケット競技が好きです。定期的に体を動かしてリフレッシュします。
- Q 好きな本はなんですか
A 本の中でもエッセイをよく読みます。様々な体験談や価値観、考えに出会えるところが面白いです。1話が短く完結するものが多いので寝る前の読書にぴったりです。

皆様のお役にたてるよう頑張りますので、宜しくお願い致します。

当事務所について


労務ジャパン株式会社

福岡中央労務管理事務所

当事務所は福岡高等裁判所（新庁舎）の南門から徒歩1分です。ミニセミナーの開催も行います。ぜひお気軽にお越しください。

《住所、電話番号》
 〒810-0031
 福岡市中央区谷2-14-8
 TEL 092-734-2300
 FAX 092-734-2301



《事務所地図》



地下鉄七隈線 六本松駅より徒歩約5分
セブンイレブンが目印です。



すこやか労務月報

[9月版]
No. 100

飛躍しすぎない「百」の戒め。

おかげさまで本紙「すこやか労務月報」も100号になりました。

人生100年時代を、より健やかに大禍なく過ごすために、少しでもお役に立てる情報発信を今後も続けます。今回は趣向を変えて「百」のつく四字熟語を使いつつ…。

お酒は「百薬之長」と言われますが、「百毒之長」との表現もあります。いくら「百戦錬磨」の経験があっても、年齢や体調によって飲み過ぎの度合いは「百人百様」です。美味しく楽しい飲酒のためには自分自身の適量を大切に。

また「四百四病」を避ける健康法は「百家争鳴」に語られ、「百花繚乱」のように出回っていますが、「百発百中」はないと思うべきです。「百鬼夜行」に陥らないためにも、飛躍しすぎない地道な健康管理を一つ一つコツコツと…。



9月の
注意ポイント

- その① 飲酒は翌日に残らないように控えめに!!
- その② 夏バテ対策の睡眠や休養で安全な仕事に!!
- その③ 風水害や交通事故の安全対策を万全に!!